

衆議院議員勝間田清一外 22 名の提出に係る

『石炭鉱業安定法案』に対する国会法第 57

条の 3 に基づく内閣の意見要旨

1 石炭鉱業安定法案の要旨

- (1) 未開発炭田の開発を促進するため、政府出資の石炭鉱業開発株式会社を設立するものとする。
- (2) 石炭の需給の安定を図るため、石炭販売公団を設立し、石炭の一手買取および一手販売を行なうものとする。
- (3) 炭鉱を休廃止した場合に採掘権等の買取、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を行なうため、炭鉱補償事業団を設立するものとする。
- (4) 通商産業大臣および関係行政機関の長に建議するため、通商産業省に石炭鉱業安定会議を置くものとする。

2 意見要旨

政府としては、特殊機関である石炭鉱業開発株式会社による未開発炭田の開発、石炭販売公団による石炭の一手買取および販売等は、石炭鉱業の現状からみて適当でないと考えるので、本法案については賛同し難い。

裏面
白紙

昭和三十五年二月二十九日提出
衆 法 第 三 号

石灰鉍素安定法案

右の議案を提出する。

昭和三十五年二月二十九日

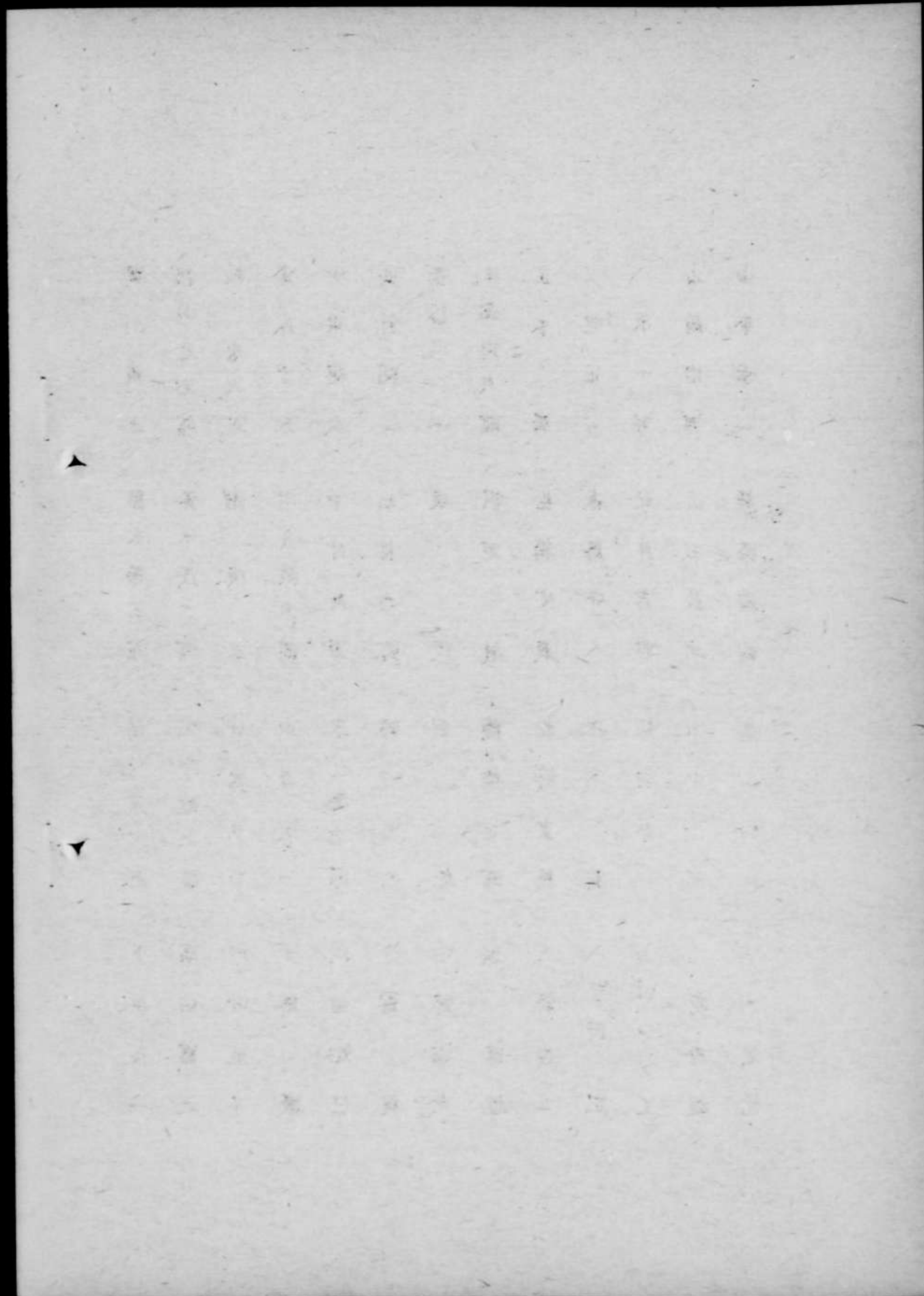
提出者

勝間田清一	多賀谷眞稔	庵井義高	井手以誠
八木昇	田中總男	櫻井奎夫	松平忠久
板川正吾	中嶋英夫	東海林 稔	勝澤芳雄
小林正美	田中武夫	矢尾喜三郎	和田博雄
河野正	松本七郎	坂本泰良	木原津與志
石橋政嗣	岡田春夫	山中曰露史	

賛成者

阿部五郎	赤路友藏	赤松勇	苗ヶ久保重光
茂沼拾次郎	足鹿覺	飛鳥田一雄	炎谷修藏
井伊誠一	井岡大治	伊藤よし子	猪俣若三
石川次夫	石田肩全	石野久男	石村英雄
石山樞作	小川豊明	小澤貞孝	大西正道
大原亨	太田一夫	岡良一	岡本隆一
加賀田雄	加藤勘十	風見章	柏正男
片島巷	角屋堅次郎	金丸徳重	上林與市郎
神近市子	川村継義	河上丈太郎	菊地養之輔
北山愛郎	久保三郎	久保田鶴松	久保田豊
栗原俊夫	栗林三郎	黒田壽男	小林進
小松幹	兒玉末男	五島虎雄	河野密
佐々木更三	佐藤觀次郎	佐野憲治	阪上安太郎

實川清之	島上善五郎	島口重次郎	下平正一
杉山元治郎	鈴木茂三郎	田中穢之進	高田富之
指兼次郎	館俊三	辻原弘市	戸叶里子
堂森芳夫	中井徳次郎	中澤茂一	中島巖
中原健次	中村英男	永井勝次郎	成田知己
西村開一	西村力弥	野口忠夫	芳賀貢
長谷川保	原茂	原彪	日野吉夫
平岡忠次郎	帆足計	總後七郎	堀昌雄
正木清	松浦定義	松前重義	三鍋義三
三宅正一	森島守人	森下清	八百板正
八木一男	安井吉興	柳田糸一	山口シヅ工
山崎始男	山田長司	山中吾郎	山花秀雄
山本幸一	横路節雄	横山利秋	吉川兼光



石炭鉱業安定法

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 石炭鉱業近代化計画（第四条―第七条）
- 第三章 未開発炭田の開発（第八条―第十五条）
- 第四章 石炭鉱業開発株式会社（第十六条―第三十三条）
- 第五章 採掘権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限（第三十四条―第三十八条）
- 第六章 需給の安定（第三十九条―第四十七条）
- 第七章 石炭販売公団
- 第一節 総則（第四十八条―第五十五条）
- 第二節 役員及び職員（第五十六条―第六十六条）
- 第三節 業務（第六十七条―第六十八条）
- 第四節 職務及び会計（第六十九条―第八十条）

第五節 監督（第八十一条・第八十二条）

第六節 補則（第八十三条）

第八章 炭鉱補償事業団

第一節 総則（第八十四条・第八十五条）

第二節 役員及び職員（第八十六条―第八十九条）

第三節 業務（第九十条―第九十四条）

第四節 鉱害賠償に關する裁定（第九十五条―第一百十三条）

第五節 監督（第一百十四条）

第九章 石炭鉱業安定会（第一百十五条―第一百二十条）

第十章 雜則（第一百二十一条―第一百二十七条）

第十一章 罰則（第一百二十八条―第一百三十八条）

附則

第一章 總則

（目的）

第一条 この法律は、石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大すること、が最も重要であると認め、これらを実現するための諸措置を実施することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「鉱業権」、「採掘権」又は「組鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は組鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「組鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は組鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「組鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権又は組鉱権の鉱区又は組鉱区をいう。

（行為の効力の承継）

第三条 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、組鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続そ

の他の行爲は、組鉦権の設定又は組鉦区の新増があつたときは、組鉦権の範圍内において、組鉦権者に対して、その効力を有する。

三 この法律の規定によつてした処分及び組鉦権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行爲は、組鉦権の消滅又は組鉦区の減少があつたときは、採掘権の範圍内において採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による組鉦権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章 石灰鉦業近代化計画

(石灰鉦業近代化基本計画)

第四條 国商産業大臣は、五年ごとに、石灰鉦業安定會議の意見を聞いて、石灰鉦業近代化基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

二 基本計画に定める事項は、次の通りとする。

一 当該基本計画の最終年度における石灰の生産能率、生産費その他石灰鉦業の近代化の目標

二 当該基本計画の最終年度における石灰の生産数量の目標

三 未開発灰田の開発に関する事項

四 工事の種類、費用の額その他石灰鉦業の近代化のための実施すべき工事に関する事項

五 石灰鉦業の近代化のための実施すべき工事に必要は採掘権又は鉦区の整理統合に関する事項

六 石灰の需給に関する基本的事項

七 石灰鉦業における雇用の安定に関する事項

八 その他石灰鉦業の近代化に関する重要事項

三 前項第二号の石灰の生産数量の目標を定めるに当たつては、同項第一号の諸目標を達成すべき生産数量を附記するものとする。

四 国商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

五 国商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第七号に規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

(石炭鉱業近代化実施計画)

第五条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため必要な石炭鉱業近代化実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第六条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第四条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第七条 政府は、実施計画に定める石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章 未開発炭田の開発

(地域の指定)

第八条 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭資源の開発が十分に行なわれていない地域であつて、石炭鉱業の近代化のためにはその開発を急速かつ計画的に行なう必要があると認められる地域を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行なう。

(土地の立入り)

第九条 通商産業大臣は、前条第一項に規定する調査のため必要があるときは、その取員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る取員は、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る取員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第十条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第十一条 第九条第一項の規定により他人の土地に立ち入る取員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第九条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(開発計画)

第十二条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画に従いその指定をした地域（以下「指定地域」という。）の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に関する計画（以下「開発計画」という。）に定める事項は、次の通りとする。

一 石炭資源の開発を行なうことにより達成すべき石炭の生産数量、生産能率及び生産費に関する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のための実施すべき工事に関する事項

三 その他石炭資源の開発に関する重要事項

3 第六条第一項の規定は、開発計画に準用する。

4 第四条第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(採掘権の譲渡の勧告)

第十三条 通商産業大臣は、指定地域内の採掘権区がさくどうする地域の鉱床について石

炭鉱業開発株式会社が一元的に開発を行なうのになければ開発計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうことができないと認めるときは、当該採掘鉱区の採掘権者に対し、採掘権の譲渡について石炭鉱業開発株式会社と協議すべきことを勧告することができる。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第九十条から第九十五条第一項まで及び第九十七条から第九十九条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第九十二条中「変更」とあるのは「移転」と、同法第九十三条中「採掘権の変更の内容」とあるのは「採掘権の譲渡の時期」と、同法同条及び第九十五条第一項中「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあるのは「採掘権の譲渡」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する鉱業法第九十五条第一項の規定により協議がとつたものとみなされた場合において、石炭鉱業開発株式会社が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長はその採掘権の移転の登録をし、かつ、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項において準用する鉱業法第九十三条の決定をしようとするとき、

内 2

きは、採掘権の対価並びに対価の支払の時期及び方法について、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

（事業計画）

第十四条 第十二条第四項において準用する第四条第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘鉱区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項
- 二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込
- 三 その他通商産業省令で定める事項

第十五条 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第四章 石炭鉱業開発株式会社

(会社の目的)

第十六条 石炭鉱業開発株式会社は、未開発炭田を急速かつ計画的に開発することを目的とする株式会社とする。

(株式)

第十七条 石炭鉱業開発株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第十八条 会社以外の者は、その商号中に石炭鉱業開発株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十九条 会社の取締役は、七人以内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第二十条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第二十一条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第二十二条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 石炭の探鉱
 - 二 石炭の掘採
 - 三 石炭販売公団に対する石炭の売渡し
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業
- 2 会社は、前項第四号に掲げる事業を営むときは、通商産業大臣の認可を受け

(1/3)

(1/2)

なければならぬ。

(事業計画等)

第二十三条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び收支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第二十四条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産(鉱業権を除く。)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(鉱業権の譲渡等)

第二十五条 会社は、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受けの相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可については、第十三条第四項の規定を準用する。この場合において同項中

「採掘権」とあるのは、「鉱業権」と読み替えるものとする。

3 会社は、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入れ)

第二十六条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第二十七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第二十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の優先特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の

先取特権に次ぐものとする。

(定款の変更等)

第二十九條 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第三十條 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第三十一條 会社は、通商産業大臣がこの法律で定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(大蔵大臣との協議)

第三十二條 通商産業大臣は、第十七條第三項、第二十三條から第二十六條まで又は第二十九條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を

変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十三條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の权限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 採掘権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限

(採掘権及び鉱区の整理統合)

第三十四條 通商産業大臣は、採掘鉱区がさくそうする地域の鉱床について採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減を行なうのでなければ実施計画で定めるところに従

つて急遽な計画の開発を行なうことができなると認めるときは、当該採掘鉱区の採掘権者に対し、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

2 鉱業法第八十九条第三項から第九十九条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第九十三条中「採掘権の変更の内容」とあるのは「採掘権の譲渡の場合にあつては、その譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘権の変更の内容」と、同法同条、第九十五条第一項及び第九十六条第二項中「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあるのは「採掘権の譲渡又は鉱区相互の間の鉱区の増減」と読み替えるものとする。

3 第十三条第三項の規定は、前項において準用する鉱業法第九十五条第一項の規定により協議がとつたものとみなされた場合に、第十三条第四項の規定は、前項において準用する鉱業法第九十三条の規定に準用する。この場合において、第十三条第三項中「石炭鉱業開発株式会社」とあるのは「対価を支払うべき者」と読み替えるものとする。

(開設の工事の許可)

第三十五条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口（石炭の掘採のために使用する坑口であつて、通商産業省令で定める構造のものを含む。以下同じ。）の開設（引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ。）の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十五条第一項の規定による鉱山保安監督部長の命令に基づいて坑口の開設の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

(許可の基準等)

第三十六条 通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係る坑口を使用して石炭を掘採しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して掘採する石炭の生産能力が基本計画に定める石炭鉱業の近代化の目標たる生産能力をこえることとなると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める種類の坑口

であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるのであるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

(鉱業権等の取消し等)

第三十七条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第三十五条の許可を受けないで坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の採掘のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

(20)

2 鉱業法第四十条の規定は、前項の規定による取消しに準用する。

(鉱業法の適用除外)

第三十八条 鉱業法第六十二条及び第八十六条の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については適用しない。ただし、第八条第一項の規定による指定があつた地域内の採掘鉱区のは、

採掘権者については、この限りでない。

2 第八条第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業に着手していない採掘権者についての鉱業法第六十二条第一項の適用に関しては、同項中「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八条第一項の規定による指定があつた日」とし、第八条第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についての鉱業法第六十二条第三項の適用に関しては、同項中「引き続き」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八条第一項の規定による指定の日から引き続き」とする。

(21)

第六章 需給の安定

(需給計画)

第三十九条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならない。

2 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(生産数量等の指示)

第四十条 通商産業大臣は、前条の需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の数量及び品位を定めて、その生産の限度について必要な指示をするものとする。

(需要増加のための措置)

第四十一条 政府は、石炭の需要を増加させるため、都市ガス、火力発電、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を採るものとする。

(石炭販売公団の一手買取等)

第四十二条 鉱業権者又は租鉱権者が第四十条の指示に従つて掘採した石炭は、石炭販売公団がこれらの者から買い取らなければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、その掘採した石炭を石炭販売公団以外の者に売り渡してはならない。

3 石炭販売公団でない者は、鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭販売公団に売り渡す場合並びに次条及び第四十四条の規定による場合を除き、石炭を業として販

内
よ

売してはならない。

4 石炭販売公団でない者は、外国において掘採された石炭を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(販売業務の代行)

第四十三条 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者をして、その掘採した石炭につき、品位、価格、数量及び販売先を指定して、その販売の業務の一部を代行させることができる。

2 石炭販売公団は、外国において掘採された石炭の輸入の業務又は国内において掘採された石炭の輸出の業務の全部又は一部をその指定する者をして代行させることができる。
(指定販売業者)

第四十四条 石炭販売公団は、石炭の小口需要については、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者にその販売をさせるものとする。

(買収価格等の決定)

第四十五条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業審定

会議の意見を聞いて、国内において採掘された石炭につき、その品位に応じて石炭販売
公団の買取価格及び販売価格を定めなければならない。石炭販売公団が輸入した石炭の
販売価格についても同様とする。

2 前項の価格は、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格と
他の経済事情を参しやくして定めるものとする。

3 通商産業大臣の、第一項の規定により石炭の買取価格及び販売価格を定めるときは、
遅滞なく、これを告示しなければならない。

(買取価格等の変更)

第四十六条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要が
あるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、前条第一項の規定により定めた石炭の
買取価格又は販売価格を変更しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(価格調整金)

第四十七条 通商産業大臣は、第四十五条の規定により定められた石炭の買取価格をもつ

(24)

てしては石炭の生産費を償うことができない鉱業権者又は租鉱権者のうち通商産業省令
で定める者に対し、石炭販売公団の石炭の買取価格と販売価格との差額のうち通商産業
省令で定める額に当該買取数量を乗じて得た額に相当する金額を、価格調整金として石
炭販売公団をして交付させることができる。

第七章 石炭販売公団

第一節 総則

(公団の目的)

第四十八条 石炭販売公団は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基づいて、石炭の
買入れ及び販売の事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第四十九条 石炭販売公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第五十条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(25)

(資本金)

第五十一條 公団の資本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第五十二條 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五十三條 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第五十四條 公団の解散に関する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)

第五十五條 民法第四十四條及び第五十條の規定は、公団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員の範囲)

第五十六條 公団に、役員として、総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第五十七條 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第五十八條 総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

理事は、総裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第五十九條 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の資格条項)

第六十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

第六十一条 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当すると

き、その他役員なるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第六十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第六十三条 公団と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。

この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第六十四条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に関し、一切の裁

判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第六十五条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第六十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第六十七条 公団は、第四十八条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 石炭の買入れ及びその販売(輸出入を含む。)
- 二 小口需要に対する販売業者の指定
- 三 価格調整金の交付
- 四 炭鉱補償事業団に対する納付金の納付
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第六十八条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第六十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第七十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第七十二條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十三條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立

金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第七十四條 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をするこ

とができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府の援助)

第七十五條 政府は、毎年、予算の範囲内において、公団に対し、第四十七條の価格調整金の財源に充てるため、補助金を交付することができる。

2 政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をすることができる。

第七十六條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について、保証契約をすることができる。

（償還計画）

第七十七條 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第七十八條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第七十九條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第八十條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

（監督）

第八十一條 公団は、通商産業大臣が監督する。

二 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第八十二條 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

二 第三十三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六節 補則

(大蔵大臣との協議)

第八十三条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第七十条、第七十四条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第七十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十二条第一項及び第七十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第七十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第八十条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

第八章 炭鉱補償事業団

第百節 総則

(事業団の目的)

第八十四条 炭鉱補償事業団は、政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い石炭の掘採に係る事業を休止し又は廃止するのやむなきに至つた鉱業権者又は租鉱権者の当該事業につき、採掘権等の買収、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

(準用)

第八十五条 第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第六十九条の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員の種類)

第八十六条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の種類禁止)

第八十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員等の秘密保持義務)

第八十八条 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(準用)

第八十九条 第五十七條から第六十一條まで及び第六十三條の規定は事業団の役員に、第六十四條及び第六十六條の規定は事業団の役員及び職員に準用する。

第三節 業務

(業務の範囲)

第九十条 事業団は、第八十四条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 採掘権の買収及び保有
 - 二 鉱業施設の買収及び保有又は売却
 - 三 採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払
 - 四 買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償
 - 五 公田から納付金の受入れ
 - 六 前各号の業務に附帯する業務
 - 七 前各号に掲げるもののほか、第八十四条の目的を達成するため必要な業務
- 又 事業団は、前項第七号に掲げる業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(38)

(事務の方法)

第九十一条 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務の方法には、次の事項を定めておかなければならない。

- 一 買収する採掘権および鉱業施設の評価の基準
- 二 買収代金の支払の時期及び方法
- 三 採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法
- 四 公田からの納付金の受入れの時期及び方法
- 五 買収した鉱業施設の売却の方法

(39)

三 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

四 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(事業計画)

第九十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(收支予算)

第九十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の收支予算を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財産目録等)

第九十四条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(事業報告書)

第九十五条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買収の基準)

第九十六条 通商産業大臣は、事業団が株権者から買収することができる株権の基準を定めなければならない。

2 前項の基準に、当該株権が次の各号の要件を満たすべきことを含まなければならない。

一 第四十五条の規定により通商産業大臣が定める公団の石炭の買取価格をもってしては石炭の生産費を償うことができるため、当該株権に基づく石炭の採採に係る事業を休止し若しくは廃止するのやむなきに至っており又は至るおそれのあるものである。かつ、当該事業を継続して行わせるための第四十と条の価格調整金が交付される見込みがないと認められるものであること。

二 石炭の鉱床の状態、品位、埋蔵数量その他の自然条件及び立地条件にかんがみ、第四条の基本計画の近代化の目標を達成する見込みがないと認められるものであること。

三 通商産業大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

四 事業団は、第一項の基準に従って当該株権を買収するおしなひかを決定しなければならない。

第九十七条 事業団が買収することができる株権者の鉱業施設は、事業団が買収する株権に係るものでなければならない。

2 事業団が買収することができる租鉱権者の鉱業施設は、事業団が買収する株権の上

に設定されていた租鉱権に係るものでなければならぬ。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第九十八条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその買収の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その買収の日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金の六十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。
(未払賃金債務の連帯保証)

第九十九条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設の租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金の支払の債務であつて、その買収の日までに弁済期の到来しているものについては、当該買収をした日において債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者と連帯して保証したものとみなす。

2 事業団は、前項の債務を弁済したときは、主たる債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者に対し、主たる債務者の委託を受けて保証をなした場合に準じて求償権を有する。

(鉱害賠償のための積立金)

第一百条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する経費に充てるため、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立てをしなければならない。

(納付金)

第一百一条 公団は、事業団の業務に必要な経費に充てるため、毎年、事業団に納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、石炭の数量二トンにつき二十円以内において通商産業大臣が定める金額に公団が前年中に買収した石炭の数量を乗じて得た金額とする。

3 通商産業大臣は、前項の金額を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 政府は、毎年、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に必要な経費に充てるため、補助金を交付することができる。

(資金の借入れ)

第百二条 事業団は、資金の借入れをしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(資料の提出の請求)

第百三条 事業団は、第九十条第一項第五号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、公団に対し、資料の提出を求めることができる。

2 公団は、前項の規定により資料の提出を求められたときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(鉱業法の適用除外)

第百四条 鉱業法第六十二条の規定は、事業団については、適用しない。

第四節 鉱害賠償に関する裁定

(裁定の申請)

第百五条 採掘権者又は相鉱権者が事業団に対し第九十六条第一項の基準に適合する採掘権又は第九十七条に規定する鉱業施設の売渡しの申込みをした場合において、その採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る相鉱権の相鉱区に関する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に関し、確定判決があったとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

第百六条 事業団が保有する採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、事業団体又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の却下)

第百七条 通商産業局長は、第百五条の規定による裁定の申請があった場合において、申請に係る争議が同条ただし書の場合に該当するに至ったとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の売渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失い、若しくは事業団がその

(45)

(44)

申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があった場合において、申請に係る事案が同条第二項において準用する第百五条ただし書の場合に該当するに至ったときは、その申請を却下しなければならない。

第百八条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第百五条又は第百六条第一項の規定による裁定の申請があった場合において、申請に係る事案について裁定前なお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)

第百九条 通商産業局長は、第百五条又は第百六条第一項の規定による裁定の申請があったときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

らない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、その事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁定)

第百十条 通商産業局長は、聴聞の結果に基づき、地方鉱業協議会の意見を聞いて裁定を行なう。

2 前項の裁定は、文書をもって行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)

第百十一条 第百五条又は第百六条第一項の裁定があったときは、鉱害の賠償に関し、当事者間の合意が成立したものとみなす。

(裁定の失効)

第百十二条 第百五条の裁定があった場合において、採掘権又は鉱業施設の元渡しの手続き

みを取り消され、若しくはその効力を失い、又は事業団がその申込みを拒絶したときは、
裁定は、その効力を失う。

(訴訟)

第百十三条 第百三條又は第百六條第一項の裁定のうち、鉱害の賠償の額に不服のある者は、
その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求
することができる。

又 前項の訴においては、賠償義務者又は被害者をもつて被告とする。

第五節 監督

(監督)

第百十四条 第八十一條及び第八十二條の規定は、事業団に準用する。

第九章 石炭鉱業安定会議

(設置及び権限)

第百十五条 通商産業省に、石炭鉱業安定会議を置く。

2 石炭鉱業安定会議は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほ

か、次の事項について調査審議し、通商産業大臣及び関係行政機関の長に対し建議する。

一 基本計画、実施計画及び開発計画の策定に関する事項

二 石炭資源の開発をすべき地帯の指定に関する事項

三 採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項

四 坑口の開設の許可に関する事項

五 需給計画の策定に関する事項

六 公団の石炭の買取数量及び売渡数量の決定に関する事項

七 公団の石炭の買取価格及び販売価格の決定に関する事項

八 公団の石炭の輸出入数量の決定に関する事項

九 公団の輸入した石炭の販売価格の決定に関する事項

十 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

十一 その他石炭鉱業に関する重要事項

3 関係行政機関は、石炭鉱業安定会議から要求があつたときは、これに対し、資料の提
出及び必要は報告をしなければならない。

(組織)

第百十六条 石炭鉱業安定会議は、委員十人以内で組織する。

又委員は、次に掲げる者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 一 鉱業権者及び租鉱権者を代表とする者四人以内
- 二 石炭鉱業に従事する労働者を代表する者四人以内
- 三 石炭の消費者を代表する者三人以内
- 四 炭鉱所在の地方公共団体を代表する者二人以内
- 五 学識経験のある者四人以内
- 三 石炭鉱業安定会議に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 四 会長は、会務を総理し、石炭鉱業安定会議を代表する。
- 五 石炭鉱業安定会議に、専門委員を置くことができる。

(任期)

第百十七条 会長及び委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第百十八条 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第百十九条 石炭鉱業安定会議に、部会を置くことができる。

二 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

三 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

四 石炭鉱業安定会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって石炭鉱業安定会議の決議とすることができる。

(政令への委任)

第百二十条 この章に定めるもののほか、石炭鉱業安定会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雑則

(坑口に関する理由)

第百二十一条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務又は経理に関する勸告)

第百二十二条 通商産業大臣は、石炭鉱業の近代化のため特に必要があると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する勸告をすることができる。

(報告の徴収)

第百二十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百二十四条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者又は租鉱権者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立て)

第百二十五条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨

を記載した書面をもって、通商大臣に異議の申立をすることができる。

第百二十六条 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第百二十七条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行った後、文書をもって決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

第十一章 罰則

第百二十八条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第二項又は第三項の規定に違反した者
- 二 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者
- 三 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百三十条 第三十五条の規定による通商産業大臣の認可を受けずに坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条 第八十八条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定に違反して第九条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第十四条第一項又は第百二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

者

三 第三十三条第一項又は第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第百二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第百二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第百二十九条第二項、第百三十条、第百三十二条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十と条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。
- 二 第二十三条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は收支予算の認可を受けなかつたとき。
- 三 第二十四条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保を供し、又は有償で取得したと

き。

四 第二十五条第一項の規定に違反して、総業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。
五 第二十五条第三項の規定に違反して、総業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき。

六 第二十六条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。
七 第三十条の規定に違反して、財産目録、債権対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八 第三十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第百三十五条 第二十二条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第百三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第六十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第八十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第八十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第百三十七条 第十八条又は第五十三条（第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第百三十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行爲をした事業団の役員又は職員を一万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第八十五条において準用する第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第九十条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第百十四条において準用する第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日以後は、第十三条第一項又は第三十四条第一項の規定に基づく勧告をすることができない。

3 第三十五条から第三十八条までの規定は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。ただし、その日前にした行為に対する罰則の適用については、その日以後もなおその効力を有する。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）は、廃止する。

5 会社、公団及び事業団の設立手続、公団の設立に伴う石炭販売業者に対する措置、石炭鉱業合理化臨時措置法の廃止に伴う石炭鉱業整備事業団の事業団への移行及び職員の引継ぎその他この法律の施行に伴い必要な事項は、別に法律で定める。

理由

石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに、流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要である。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約百億円の見込みである。

中
ダ
ン

6
外

